

水道料金の改定について

1 料金改定の理由

現在の当市の水道料金は、平成25年7月に改定（平均19.2%）して以降、市内経済に配慮するとともに、経常経費の節減、建設改良事業の精査、水道施設の長期的な更新計画による資産管理などにより、現行料金を維持してきました。

しかしながら、震災後しばらくは、使用水量が落ち込みましたが、被災者の住宅再建が進み、震災前の水準に戻ってきている一方、人口減少や節水器具の普及により、平成29年度から料金収入は減少傾向にあります。

また、「第1浄水場」など老朽化した施設の改修や「第4浄水場」の建設などの大規模な事業が令和元年度で完成し、令和2年度以降においても、減価償却費の増加が見込まれるほか、未給水地域の解消を目指し「第4浄水場」整備に関連して日頃市町及び立根町への送水管及び配水管の布設を実施するとともに、標高の高い地区へ水を供給するため、ポンプ場及び配水池の新たな整備を予定していることなどから、厳しい財政運営が予想されます。

このようなことから、今後の水道事業の健全経営の確保と、安定的かつ持続的な水道水の供給を図るため、水道料金等の改定を行うものです。

2 給水需要予測及び建設改良計画

(1) 給水需要予測

市内の家庭や事業所等における、令和2年度から6年度までの給水人口及び有収水量を次のとおり予測しました。

給水人口は、これまで減少傾向で推移しており、特に震災後は顕著であり、今後も年1.5%程度の減少が続くものと見込んでいます。

有収水量（料金徴収の対象となった水量）は、震災後、住宅再建や事業所の再開等により回復基調にありましたが、平成29年度からは減少傾向となっており、今後も同様に年0.5%程度の減少が続くものと見込んでいます。

[給水人口及び有収水量の予測]

区分・年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
給水人口(人)	28,224	27,801	27,384	26,973	26,568	26,169	25,776
前年度比(人)	△477	△423	△417	△411	△405	△399	△393
増減率(%)	△1.7	△1.5	△1.5	△1.5	△1.5	△1.5	△1.5
有収水量(千 m^3)	3,013	2,998	2,983	2,968	2,953	2,938	2,923
前年度比(千 m^3)	△16	△15	△15	△15	△15	△15	△15
増減率(%)	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5

(2) 建設改良計画

震災後、建設改良事業は、「防災集団移転促進事業」や「土地区画整理事業」等の復興事業に関連する新たな配水管の整備、道路や海岸保全施設等の復旧事業に伴う既存配水管等の布設替え及び災害復旧事業を優先的に進めてきました。

その一方で、大規模事業である「第4浄水場」の建設も併行して進めてきましたが、復興・復旧事業も収束に近づいていることから、今後は給水区域を拡大し、未給水地域の解消及び高台等の水圧不足対策を重点とした施設整備を実施します。

また、老朽化に伴う導水管・送水管・配水管の布設替え、動力機械・電気計装設備等の更新・改修を計画的に実施し、施設や設備等の長寿命化や耐震化等防災機能の強化を図ります。

なお、令和2年度から6年度までの今後5か年間の整備事業を次のとおり計画しています。

ア 施設整備事業（事業費 2,320 百万円＝令和6年度までの概算。以下同じ）

未給水地域を解消するため、日頃市町及び立根町へ送水管・配水管を布設するとともに、ポンプ場・配水池を整備します。

また、赤崎町及び末崎町において整備が進められている新県道に、耐地震・耐津波対策として新たな幹線管路を整備し、送・配水施設の機能強化を図ります。

(単位：百万円)

No.	事業名等	場所	予定年度	事業費
1	石橋配水系送水管及び配水管布設	日頃市町	令和2～6	614
2	石橋ポンプ場及び石橋配水池築造	日頃市町	令和5～6	223
3	上鷹生配水系配水管布設	日頃市町	令和2～6	150
4	平山配水系送水管及び配水管布設	日頃市町	令和2～6	57
5	久名畑配水系（日頃市地区）配水管布設	日頃市町	令和3～4	178
6	久名畑配水系（盛・猪川地区）配水管布設	盛町・猪川町	令和2～3	30
7	野尻配水系配水管布設 他	立根町他	令和2～6	1,068
	計			2,320

イ 改良更新事業（事業費 1,471 百万円）

盛町・大船渡町・赤崎町・末崎町における老朽管（導水管・送水管・配水管）の更新事業を実施し、管路の長寿命化及び耐震化を図ります。

また、「第3浄水場」電気機械計装設備、「第1水源」取水施設等の改修・更新等を実施します。

(単位：百万円)

No.	事業名等	場所	予定年度	事業費
1	老朽管更新事業	市内	令和2～6	1,095
2	県道整備事業に伴う布設替	大船渡町	令和2～〇	50
3	第3浄水場高圧設備他機械・電気・計装設備更新	盛町	令和2～〇	140
4	第1水源取水施設改修 他	大船渡町	令和3～4	186
計				1,471

ウ 災害復旧事業（事業費 119 百万円）

大船渡町・赤崎町の被災浸水地域において実施されている岩手県の道路整備事業、防潮堤事業に伴う送水管・配水管の布設替え等を実施します。

(単位：百万円)

No.	事業名等	場所	予定年度	事業費
1	県道整備事業に伴う配水管布設替	大船渡町・赤崎町	令和2	104
2	防潮堤事業に伴う送水管及び配水管布設替	赤崎町	令和2	15
計				119

合計 (①～③)				3,910
----------	--	--	--	-------

※事業費には、工事費のほか調査設計費等を含みます。

3 水道料金及びメーター使用料の改定

(1) 改定時期 令和2年7月（令和2年6月使用分から適用）

(2) 料金算定期間 令和2年度から6年度（5年間）

(3) 料金算定方法

公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」（平成27年2月）に基づき、料金算定期間における事業運営に必要な経費の額に見合った料金水準を定める「総括原価方式」で算定します。

なお、料金算定期間における給水需要予測と建設改良計画を前提として推計した「営業費用」に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる「資本費用」を加えた額を「総括原価」とし、この「総括原価」を水道料金及びメーター使用料に配分し、改定料金を算定しています。

(4) 総括原価の算定

料金算定期間における「総括原価」を次表のとおり3,600,384千円と算定しました。

(単位：千円)

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	合 計	
営 業 費 用	維持 管理 費	原水及び浄水費	53,773	53,840	53,908	53,976	54,044	269,541
		配水及び給水費	77,873	78,033	78,194	78,356	78,518	390,974
		受託工事費	0	0	0	0	0	0
		総係費	90,586	90,605	91,123	91,141	91,660	455,115
		減価償却費	341,693	354,693	354,693	354,693	354,693	1,760,465
		資産減耗費	19,010	19,010	19,010	18,000	17,000	92,030
		計	582,935	596,181	596,928	596,166	595,915	2,968,125
	控 除 項 目	その他営業収益	26,300	25,200	25,200	24,200	24,200	125,100
		受取利息及び配当金	650	650	650	650	650	3,250
		計	26,950	25,850	25,850	24,850	24,850	128,350
	差 引		555,985	570,331	571,078	571,316	571,065	2,839,775
	資 本 費 用	支払利息	62,500	63,000	63,500	63,500	63,500	316,000
		資産維持費 ※	86,837	87,723	89,031	90,192	90,826	444,609
計		149,337	150,723	152,531	153,692	154,326	760,609	
総 括 原 価		705,322	721,054	723,609	725,008	725,391	3,600,384	
給 水 収 益		603,900	603,000	603,000	596,970	596,970	3,003,840	
必 要 料 金 改 定 率		$\frac{(\text{総括原価} / \text{給水収益} - 1) \times 100}{(3,600,384 \text{千円} / 3,003,840 \text{千円} - 1) \times 100}$					19.9%	

総括原価を充足するために必要な現行料金による給水収益の改定率は、19.9%と算出した。

※ 資産維持費：施設維持のために建設・改良及び企業債(借入金)の償還等に充当すべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定したもの

(5) 料金体系

ア 水道料金

現行の「用途別料金」の一部に、一般的に広く採用され、より公平性の高い「口径別料金」を取り入れる。

(ア) 給水口径区分

13・20・25・30・40・50・75・100・150・200・250mm

ただし、用途が限定される「浴場用・工場用・臨時用・船舶用」の料金体系は、現在の用途別料金とする。

(イ) 料金区分

基本料金及び超過料金(二部料金制)

イ メーター使用料

メーター使用料は、現行の「口径別料金」を継続する。

(ア) 水道メーターの口径種別

13・20・25・30・40・50・75・100・150・200・250mm

(イ) 料金区分

口径別の単一料金

水道メーターの口径と料金について

口径が大きい水道メーターの使用者は、一度に多量の水を使うことができることから施設の設備等にかかる経費をより多く負担する料金設定となっています。

使用者が必要とする水の量を安定して供給するためには、最も水が多く使われるときでも送水量に不足が生じないよう一定の給水能力を維持する必要があり、相応の経費がかかっています。

(6) 料金改定案

ア 水道料金

口径	用途	基本水量	現行料金(税抜き) 円		改定料金(税抜き) 円		増加額(税抜き) 円	
			基本料金	超過料金 (1㎡当たり)	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)	基本料金	超過料金
25mm 以下	家事用	10㎡まで	1,372	167	1,644	200	272	33
	団体用	10㎡まで	1,909	238	2,386	285	477	47
	営業用	10㎡まで	2,147	238	2,572	285	425	47
30mm	家事用	10㎡まで	1,372	167	1,677	200	305	33
	団体用		1,909	238	2,598	285	689	47
	営業用		2,147	238			451	47
40mm	家事用	10㎡まで	1,372	167	1,711	200	339	33
	団体用		1,909	238	2,624	285	715	47
	営業用		2,147	238			477	47
50mm	家事用	10㎡まで	1,372	167	1,745	200	373	33
	団体用		1,909	238	2,650	285	741	47
	営業用		2,147	238			503	47
75mm	家事用	10㎡まで	1,372	167	2,677	285	1,305	118
	団体用		1,909	238			768	47
	営業用		2,147	238			530	47
100mm	家事用	10㎡まで	1,372	167	2,704	285	1,332	118
	団体用		1,909	238			795	47
	営業用		2,147	238			557	47
150mm	家事用	10㎡まで	1,372	167	2,731	285	1,359	118
	団体用		1,909	238			822	47
	営業用		2,147	238			584	47
200mm	家事用	10㎡まで	1,372	167	2,758	285	1,386	118
	団体用		1,909	238			849	47
	営業用		2,147	238			611	47
250mm	家事用	10㎡まで	1,372	167	2,786	285	1,414	118
	団体用		1,909	238			877	47
	営業用		2,147	238			639	47
浴場用	—	200㎡まで	8,349	95	10,002	113	1,653	18
工場用	—	200㎡まで	27,442	202	32,876	242	5,434	40
臨時用	—	—	—	298	—	357	—	59
船舶用	—	—	—	298	—	357	—	59

イ メーター使用料

口径	現行料金 円 (税抜き)	改定料金 円 (税抜き)	増加額 円 (税抜き)
13mm	131	157	26
20mm	202	242	40
25mm	298	357	59
30mm	536	642	106
40mm	620	742	122
50mm	906	1,085	179
75mm	1,169	1,400	231
100mm	1,765	2,114	349
150mm	3,231	3,871	640
200mm	10,849	12,997	2,148
250mm	15,856	18,995	3,139

水道使用者の割合は、口径 25mm以下が全体の 98.4%を占めています。(平成 30 年度決算)

今回の料金改定案では、口径 25mm以下の家事用・団体用・営業用の使用者については、従来の用途別料金を維持しました。

ウ 料金改定率

口径	用途	料金改定率
		(%) ※1
25mm	家事用	19.76～19.86
	団体用	19.85～24.65
	営業用	19.75～19.83
30mm	家事用	19.81～21.54
	団体用	20.08～32.55
	営業用	19.78～20.78
40mm	家事用	19.86～23.14
	団体用	20.10～33.12
	営業用	19.80～21.66
50mm	家事用	19.91～24.23
	団体用	20.13～32.73
	営業用	19.83～22.37
75mm	家事用	60.49～70.28
	団体用	20.16～32.51
	営業用	19.86～22.98
100mm	家事用	53.59～69.87
	団体用	20.18～31.16
	営業用	19.87～23.18
150mm	家事用	43.43～68.86
	団体用	20.21～28.46
	営業用	19.91～22.77
200mm	家事用	28.92～64.06
	団体用	20.20～23.50
	営業用	19.93～21.23
250mm	家事用	26.43～61.41
	団体用	20.21～22.61
	営業用	19.95～20.99
浴場用	—	19.21～19.80
工場用	—	19.80
臨時用	—	19.40～19.80
船舶用	—	19.44～19.80

※1 料金改定率は、1か月当たりの水量を0～400 m³で試算した。

※2 網かけ部分は、現在、使用者がいない口径及び用途（平成30年度決算）

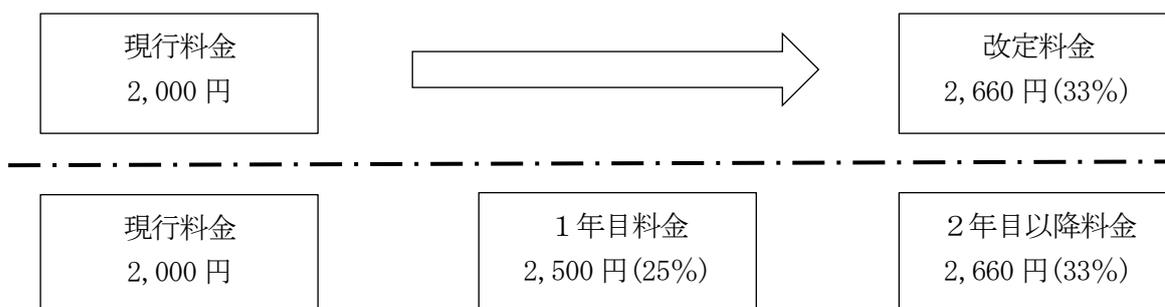
○ 現行料金との比較表（計算例）は、P12に掲載しています。

(7) 激変緩和のための措置

初年度(令和2年度)の料金改定率の上限を25%とし、これを超える場合は、令和3年度までの2か年で、段階的に引き上げます。

【計算例】

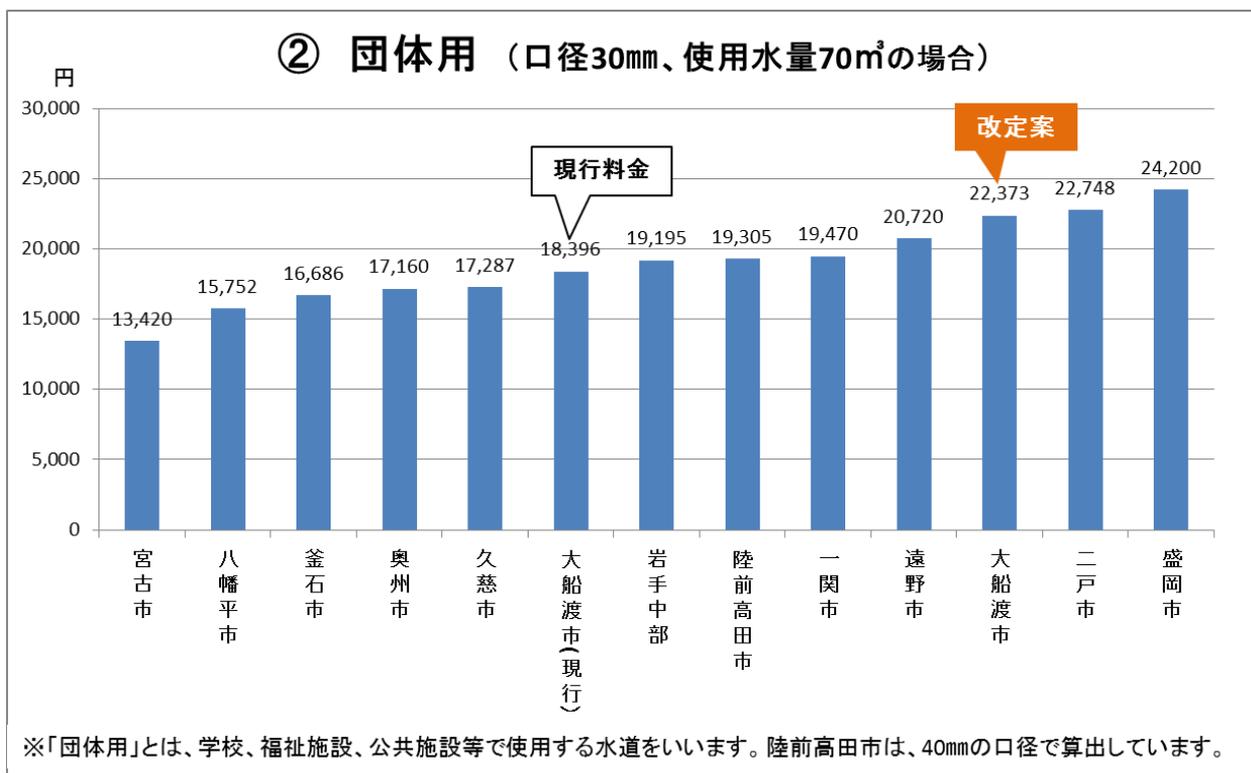
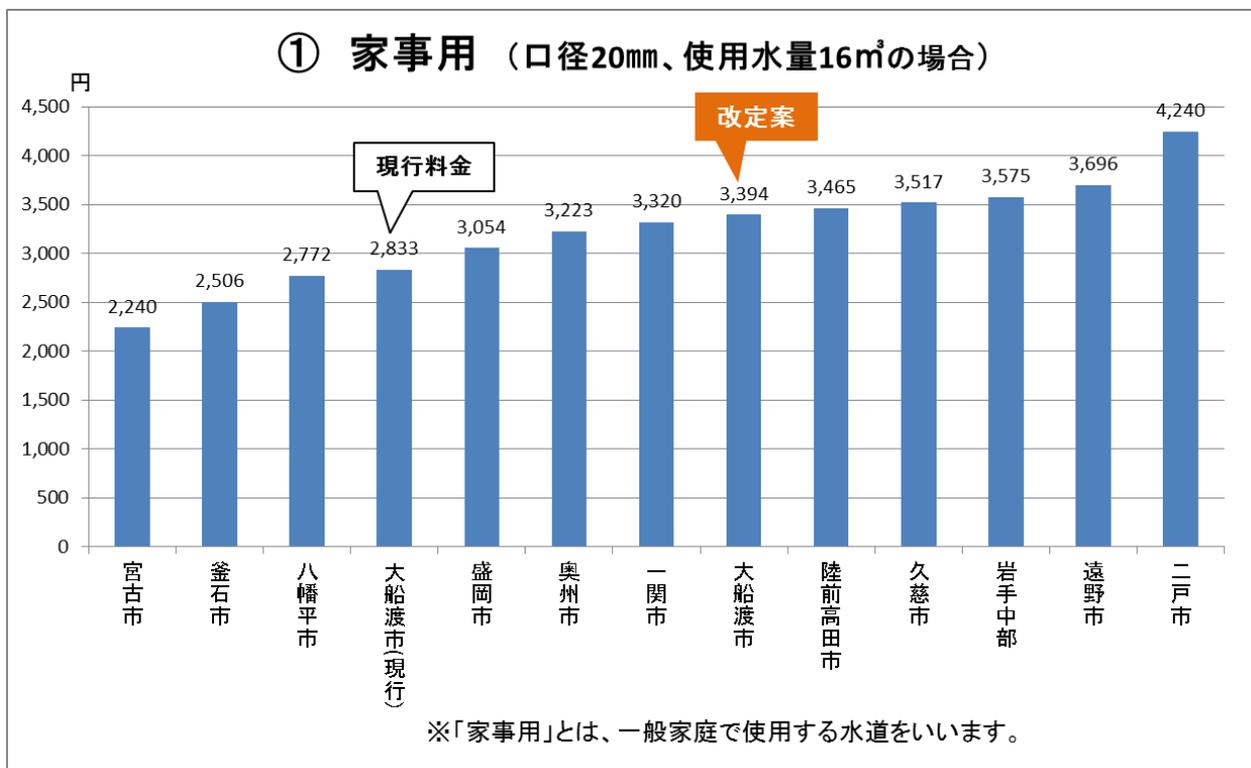
改定率が33%で、1か月あたり660円の増額となる場合

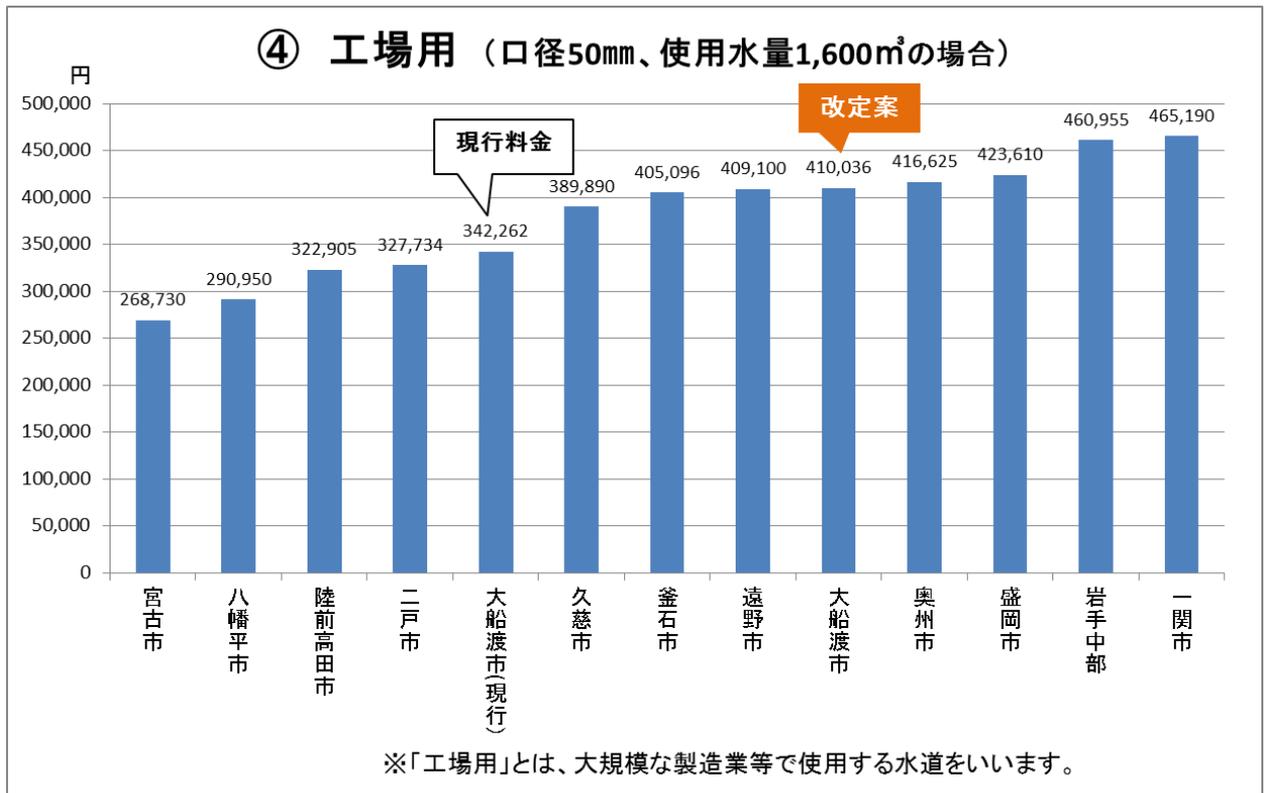
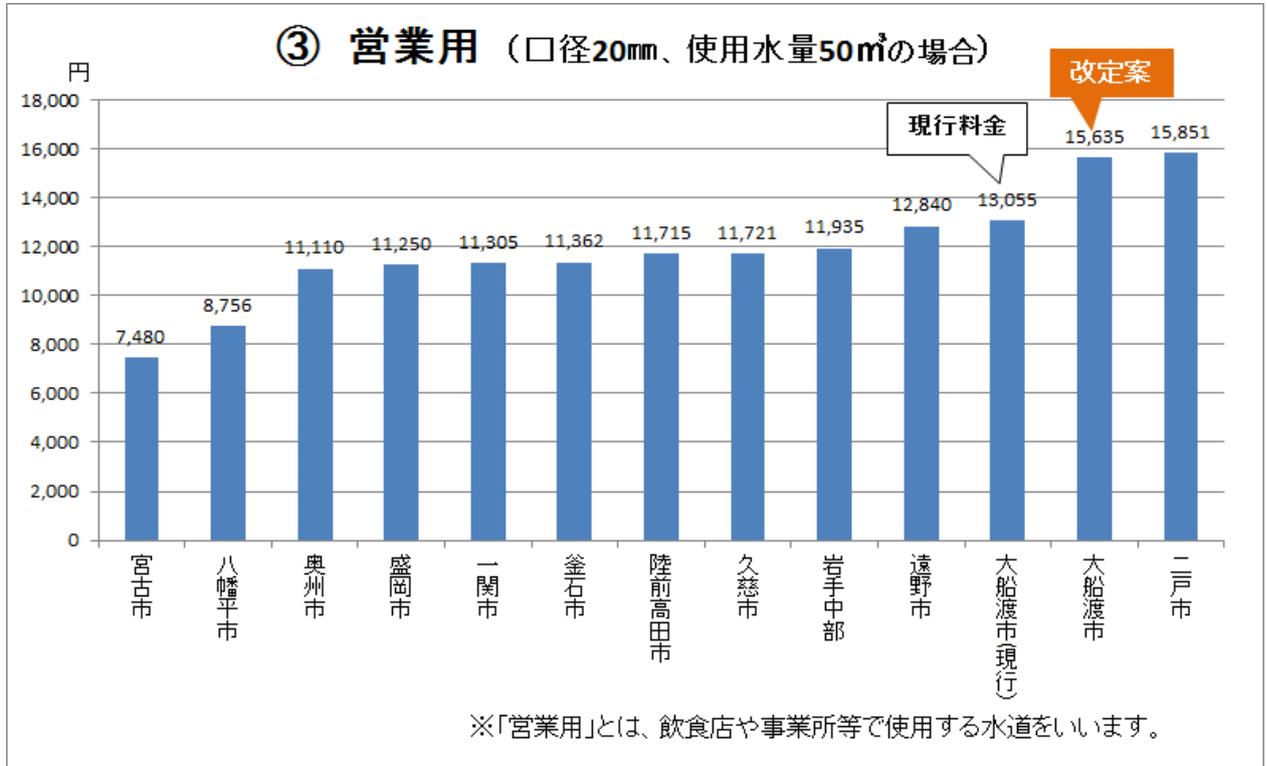


4 県内他市との料金比較

今回の改定案により、全般的に料金の水準が上昇することとなりますが、県内他市との比較では、「家事用」が高い方から6番目(現在は9番目)、「営業用」が2番目(現在2番目)となるなど、おおむね中位から上位の料金水準となる見込みです。

[県内都市別料金比較] ※料金は月額(税込み)





5 料金改定後の財政見通し

改定案のとおり料金改定を行った場合の「収益的収支」の財政見通しは次表のとおりで、5年間の料金収入で約6億円増収となり、毎年度純利益が確保される見込みです。

(1) 収益的収支（税抜き）

(単位：千円)

区分	年度	決算	推計期間					
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
水道事業収益		687,311	677,150	789,477	787,377	786,377	776,070	775,070
営業収益		640,884	635,000	748,527	747,527	747,527	738,220	738,220
給水収益		613,148	610,000	723,527	723,527	723,527	715,220	715,220
その他営業収益		27,736	25,000	25,000	24,000	24,000	23,000	23,000
営業外収益		46,427	42,150	40,950	39,850	38,850	37,850	36,850
受取利息及び配当金		734	650	650	650	650	650	650
長期前受金戻入		43,977	40,000	39,000	38,000	37,000	36,000	35,000
雑収入		1,716	1,500	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200
水道事業費用		577,553	582,292	660,467	674,213	675,460	674,698	674,447
営業費用		504,169	505,260	582,935	596,181	596,928	596,166	595,915
原水及び浄水費		53,046	53,707	53,773	53,840	53,908	53,976	54,044
配水及び給水費		76,888	77,714	77,873	78,033	78,194	78,356	78,518
受託工事費		0	0	0	0	0	0	0
総係費		86,009	83,068	90,586	90,605	91,123	91,141	91,660
減価償却費		269,216	271,761	341,693	354,693	354,693	354,693	354,693
資産減耗費		19,010	19,010	19,010	19,010	19,010	18,000	17,000
営業外費用		73,352	77,000	77,500	78,000	78,500	78,500	78,500
支払利息		61,996	62,000	62,500	63,000	63,500	63,500	63,500
雑支出		11,356	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
特別損失		32	32	32	32	32	32	32
損 益		109,758	94,858	129,010	113,164	110,917	101,372	100,623

(2) 現行料金と改定料金による比較（税抜き）

(単位：千円)

区分	年度	決算	推計期間					
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
給水収益	現行料金 ①	613,148	610,000	603,900	603,000	603,000	596,970	596,970
	改定料金 ②	613,148	610,000	723,527	723,527	723,527	715,220	715,220
差 引	②-①	0	0	119,627	120,527	120,527	118,250	118,250

「資本的収支」についても、剰余金残高は増加するものと見込んでいます。

(3) 資本的収支（税込み）

（単位：千円）

区分	年度	決算	推計期間					
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
資本的収入		982,328	2,198,118	697,700	729,000	883,000	728,000	662,000
企業債		799,400	1,883,400	545,000	694,000	848,000	693,000	627,000
他会計負担金		9,255	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
工事負担金		0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金		114,165	251,264	105,000	0	0	0	0
他会計出資金		30,000	20,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
補償金		18,357	5,000	5,000	0	0	0	0
繰入金		11,151	28,454	7,700	0	0	0	0
資本的支出		1,627,913	2,270,957	1,080,874	1,148,760	1,339,636	1,191,474	1,130,921
建設改良費		1,393,689	2,013,388	770,524	818,773	987,747	815,745	742,598
建設及び改良費		381,646	447,176	528,180	141,870	530,315	254,980	211,540
水道施設整備事業費		1,008,628	1,565,562	241,810	674,755	456,900	560,220	530,530
営業設備費		2,497	650	534	2,148	532	545	528
リース債務支払額		918	0	0	0	0	0	0
企業債償還金		234,224	257,569	310,350	329,987	351,889	375,729	388,323
資本的収支不足額		△ 645,585	△ 72,839	△ 383,174	△ 419,760	△ 456,636	△ 463,474	△ 468,921

企業債残高		4,314,681	5,940,512	6,175,162	6,539,175	7,035,286	7,352,557	7,591,234
剰余金残高		1,546,147	1,641,005	1,770,015	1,883,179	1,994,096	2,095,468	2,196,091
内	減債積立金	545,986	545,986	595,986	645,986	695,986	745,986	795,986
	利益積立金	105,000	105,000	155,000	205,000	255,000	305,000	355,000
訳	建設改良積立金	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000
	未処分利益剰余金	450,161	545,019	574,029	587,193	598,110	599,482	600,105

6 新旧水道料金比較表（計算例）

(1) 家事用（口径20mm、使用水量16m³/月 一般家庭での平均使用水量）（税込み）

内 容	現行料金		改定後の料金	
基本料金（10m ³ まで）		1,509円		1,808円
超過料金（16-10=6m ³ ）	183.70円×6 m ³	1,102円	220.00円×6m ³	1,320円
メーター使用料		222円		266円
合 計		2,833円		3,394円
差 額	561円増加（増加率 19.80%）			

(2) 団体用（口径20mm、使用水量60m³/月 団体用での平均使用水量）（税込み）

内 容	現行料金		改定後の料金	
基本料金（10m ³ まで）		2,099円		2,624円
超過料金（60-10=50m ³ ）	261.80円×50 m ³	13,090円	313.50円×50m ³	15,675円
メーター使用料		222円		266円
合 計		15,411円		18,565円
差 額	3,154円増加（増加率20.47%）			

(3) 営業用（口径20mm、使用水量43m³/月 営業用での平均使用水量）（税込み）

内 容	現行料金		改定後の料金	
基本料金（10m ³ まで）		2,361円		2,829円
超過料金（43-10=33m ³ ）	261.80円×33 m ³	8,639円	313.50円×33m ³	10,345円
メーター使用料		222円		266円
合 計		11,222円		13,440円
差 額	2,218円増加（増加率19.76%）			